

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原 告 木伏研一 外123名

被 告 仙台パワーステーション株式会社

## 準備書面(5)

(原告ら第10準備書面に対する反論)

令和元年10月16日

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係 御中

### 被告訴訟代理人

弁護士

荒 井 紀 充



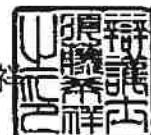
同

本 田



同

須 藤 希



同

小 林 菜



本準備書面において、被告は、2019年7月24日付け原告ら第10準備書面（以下「原告ら第10準備書面」という。）に対し、現時点で必要と認める範囲で反論する。

なお、略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。

### 第1 甲A30に示された知見は受忍限度を画するものではないこと

1 原告らは、原告ら第10準備書面・第1（1～2頁）において、「原告らの肺がん、脳卒中、心疾患、呼吸器系疾患等の疾病の発病リスクが上昇すれば平穏生活権の毀損が認められる」とし、甲A30によりこれが明らかになったと主張する。

しかしながら、甲A30は甲A11に一部修正を加えたものにすぎないところ、甲A11は、そもそも、その信頼性の確保について制度的担保が欠けた資料であるといわざるを得ないのであり（被告準備書面（3）3～7頁）、これに一部修正を加えたところで、その性質が何ら左右されるものではない。さらに言えば、甲A30が本件訴訟の進展に応じて原告らの主導により作成されたものであることは明らかであるが<sup>1</sup>、このような甲A30の作成経緯に照らすと、甲A30は、もはや原告らの主張を体現する資料というほかなく、客観証拠としての価値を有していない。そこで、甲A30は、甲A11と同様、その性質上、本件における受忍限度を画するに当たって依拠する資料として捉えることはできない。

また、これに基づく原告らの主張は、要するに、その排出量がどれだけ微量であったとしても、PM2.5の発生源と認められる社会的活動はすべて差止めを認められるべきであるという結論を導くものであるが、これは、わが国の法規制全体の構造と整合しないばかりか、諸外国においても採られていない考え方を提

---

<sup>1</sup> 証拠説明書を見る限り、実質的な作成者は原告ら代理人のようである。

唱するものにほかならないことも、既に述べたとおりである（被告準備書面（3）7～8頁）。

したがって、いかなる意味においても、甲A 3 0 に示された知見が、本件における受忍限度を画するような性質のものでないことは明らかである。

2 また、本件の審理には、専門委員として内山巖雄京都大学名誉教授（以下「内山専門委員」という。）が関与しており、内山専門委員は、5回に亘り口頭弁論期日及び弁論準備手続期日に出席した。内山専門委員の出席した期日においては、甲A 1 1 の内容について度重なる審理が行われたが、これを通じて、甲A 1 1 は、その内容においても、証拠としての信頼性・妥当性を欠くものであることが裏付けられた。

(1) すなわち、まず、上記5回の期日の中で内山専門委員が何度も指摘されていましたとおり、そもそも、甲A 1 1 や甲A 3 0 で用いられた早期死亡者数の算定方法は、アジアやヨーロッパなどの地域単位又は国単位といった広い範囲を対象として、そこで主要な課題の評価・分析や政策立案のための資料の作成等に当たって使用される性質のものであるから<sup>2</sup>、甲A 1 1 や甲A 3 0 は、仙台PSの周辺という極めて限られた狭小な範囲を対象に、一つの火力発電所の稼働による影響を推定して平穏生活権侵害の立証に用いるには極めて不適切であるといわざるを得ない。

(2) また、上記5回の期日の中で、内山専門委員からは、甲A 1 1 において採用された計算方法やその経過、その計算結果の数値等に、不可解な点が数多くあ

---

<sup>2</sup> ちなみに、甲A 1 1 や甲A 3 0 で用いられたCALPUFFモデルは、かつて、50km以上といった遠距離の地域の濃度予測に好ましいモデルとされていたものであるところ（乙18・スライド4。現在は、米国環境保護局の示す好ましいモデルのリスト自体から削除されている。）、原告らの居住地域はこのような遠距離にあるわけではない。

ることが指摘された。原告らは、今般、内山専門委員の指摘を踏まえ、甲A 1 1に一部修正を加えた甲A 3 0を提出するに至ったが、そこで算定された早期死亡者数は年間9.7人であり、甲A 1 1に示された年間19人から約半分にまで減少する結果となった（甲A 3 0・表4（10頁））。

また、甲A 1 1については、その正確性の検証に必要な計算過程や基データに関する情報が十分に開示されているわけではない。その中で、限られた情報のみに基づく内山専門委員の指摘により、上記のとおり結果が大幅に左右されていること自体からも、甲A 1 1が相当にずさんな形で作成された資料であることが窺われるといわざるを得ず、甲A 1 1に何ら信頼性・妥当性も認められるものでないことは明らかである（ちなみに、原告らが主導して作成された甲A 3 0については、原告ら第10準備書面との間で早期死亡者数の記載が齟齬しており、ずさんな作業ぶりがここにも窺われる<sup>3</sup>。）。

このように、甲A 1 1及び甲A 3 0については、正確性の検証に必要な情報の開示が不十分である上、相当にずさんな形で作成された資料であることが審理を通じて明らかになっているのであるから、甲A 1 1にも、これを修正した甲A 3 0にも、算定結果に大きく影響し得る誤りが未だ多く残されているものと疑うのが当然の状況にある。甲A 3 0の信頼性・妥当性に関する問題の詳細については、内山専門委員から提出される意見書も踏まえて、追って主張を補充することとする。

3 以上に述べたとおり、甲A 3 0は、その性質上も、その内容からしても、本件における受容限度を画するに当たって依拠すべき資料とは到底なり得ない。

---

<sup>3</sup> 具体的には、甲A 3 0には、早期死亡者数は「9.7人」であると記載されているのに対し（本文1頁、9頁及び10頁、添付1の1頁及び6頁並びに添付2の5頁及び6頁）、原告ら第10準備書面には、早期死亡者数は「9.2名」であると記載されている（2頁4行目及び同頁下から7行目）。

## 第2 原告らの平穏生活権が侵害されているとは認められないこと

1 原告らは、原告ら第10準備書面・第2（2～3頁）において、甲A30を根拠に、「仙台PSの稼働によって各疾病による早期死亡者数は年間9.2名〔原文ママ〕となるのであるから、……原則として仙台PSの稼働は違法性を帯びる」とし、原告らの受ける不利益が受忍限度の範囲内であると認められる場合に限りその違法性が阻却されたとした上で、原告らの受ける不利益を正当化させるに足りる事情はないと主張する。

しかしながら、繰り返し述べているとおり、仙台PSからの排出物質に関して、被告は、大気汚染防止法上の排出基準や公害防止協定に定められた基準を遵守しているし（乙8の1～8及び乙17）、仙台PSの稼働により排出物質が環境基準を超過するという主張がなされているわけでもない（むしろ、環境基準の範囲内であることが原告ら自身によって主張されている。）。さらに、仙台PSの稼働後も、周辺地域におけるPM2.5等の物質の測定値には特段の差が生じていないのであるから（乙9の1～5、乙10の1～20及び乙16の1～2）、仙台PSの稼働により原告らの被る不利益が受忍限度を超えているなどということはあり得ない。

したがって、原告らの平穏生活権が侵害されているなどとは到底いえないのであるから、原告らの請求がその基礎を欠いていることは明らかである。

2 なお、原告らは、原告ら第2準備書面の16頁以下における主張を引用し、「加害者の利用方法の地域性への適合の有無」、「加害者の被害防止対策の程度」、「加害行為の公共性の有無・程度」、「環境影響評価や住民への説明等の手続の内容」、「法規違反の有無」、「その他の事情」について、原告らが被る重大な不利益を正当化させるに足りるものではないと主張する（原告ら第10準備書面3頁）。

しかしながら、そこに引用される原告ら第2準備書面における主張には誤りも

多く含まれているが、その点を措くとして、そもそも、本件において、原告らは、仙台P Sの稼働が「原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険をも生じさせるもの」であるという主張を前提として、「単なる主観的で精神的な不安のレベルではなく、身体・生命に直結する人格権の一内容」としての平穏生活権が侵害されていると主張しているのである（原告ら第10準備書面1頁）。そうである以上、これらの主張は、いずれもその当否を問題にするまでもなく、「身体・生命に対する具体的な危険」の存在を基礎づけるようなものではないことから、原告らの主張する平穏生活権侵害を導くものでないことは明らかである。

また、原告らは、2019年7月24日付け立証計画案において、原告側証人の立証趣旨として「仙台P Sの存在とそのばい煙が近隣住民に与える……精神的影響」を挙げ、被告代表者の証人尋問に係る立証趣旨として、原告らの一方的な主観に基づき、「仙台P S設立前から現在に至るまで、不誠実な対応に終始していること」を挙げており、加えて、被告による適切な情報開示がなされているにもかかわらず、被告が情報を開示しないことにより原告らが不安を抱えている旨の主張も見られるが、これらの主張についても、同様に、原告らの主張する平穏生活権侵害を導くものではない。

### 第3 原告らの立証計画案に対する意見

上記のとおり、原告らの請求がその基礎を欠いていることは明らかであり、速やかに棄却されるべきである。

また、それを措いても、2019年7月24日付け立証計画案における立証の計画及び求証明については、その必要性を欠くものであることは明らかであるため、以下に付言しておく。

## 1 立証の計画について

(1) まず、原告らは、「原告側」として3名の人証調べを計画しているとのことである。この点、原告らが如何なる人証に対する尋問を想定しているのかは明らかでないが、原告らが平穏生活権侵害の根拠として主張しているのは、あくまでも甲A 30のシミュレーションによる算定結果であり（原告ら第10準備書面2頁）、このシミュレーションにおいて仙台PSの稼働が個々人に与える具体的な影響は考慮されていないし、また、そもそも、「本訴訟においては、仙台PSのばい煙による個々の原告への直接の健康被害については主張しない」旨が明言されているのであるから（同準備書面3頁）、個々人の経験や認識は原告らの請求とは全く無関係である。仮に原告らの実施したアンケート調査の内容に関して立証する意図で、その回答者の尋問を行う趣旨であるとすれば、（アンケート調査に基づく原告らの主張がそれ自体客観性・信頼性に欠けるものであるという点（被告準備書面（4）参照）は措くとして、）各回答について恣意的な抽出をせず統計的な解析を行うことにこそアンケート調査の意味があるはずであるから、原告らが任意に一部の回答者を抽出し、当該回答者に対する尋問を行うことは、かえってアンケート調査の目的に反することになる。そうすると、「原告側」として計画されている3名の人証調べは不要であるというほかない。

また、原告らは「被告側」として、被告代表者に対する尋問を計画しているとのことである。しかしながら、そもそも、前述のとおり、原告らは、仙台PSの稼働が原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険をも生じさせるという主張を前提として、「単なる主観的で精神的な不安のレベルではなく、身体・生命に直結する人格権の一内容」としての平穏生活権が侵害されていると主張している。このような原告らの主張と、「被告側」の人証調べの「立証趣旨」として挙げられている事項は何ら関係がないといわざるを得ない。したがって、

被告代表者に対する尋問についても、その必要性はない。

(2) 原告らは、「本件シミュレーションに用いたカルパフモデルの大気拡散の信用性」を立証するため、「仙台P S を排出源とする大気の拡散について別の大気拡散モデルを用いた報告結果」を書証として提出することを計画しているとのことであるが、原告らは、第6回口頭弁論期日におけるプレゼンテーション及び後に提出した甲A 20（プレゼンテーションで用いた資料）のスライド46ないし59において、既に、別の大気拡散モデルを用いた比較検証の結果について報告を行っており、かつ、被告としては、「カルパフモデルの大気拡散の信用性」については特に積極的に争っていないのであるから、仮にこの書証の作成に時間を要するということであれば、訴訟の進行を徒に遅延させるものと評価せざるを得ない。

## 2 求釈明について

原告らは、原告ら第1準備書面及び原告ら第2準備書面に記載の求釈明事項の回答を受けて、さらに立証を検討すると述べる。

しかしながら、まず、原告ら第1準備書面における求釈明は、被告の株主及びその出資比率の開示を求めるものであるが、被告の株主が誰か、あるいは、その出資比率がどうであるかによって、平穏生活権の侵害の有無が左右されるものではないことはいうまでもないから、これに対して回答する必要がないことは明白である。そもそも、同準備書面によれば、原告らは、仙台P S の温室効果ガスの排出による気候変動を理由とする権利侵害の主張との関係で、上記情報の開示を求めているのであり、原告らの現在の主張とは何の関係もない。この観点からも、上記求釈明に対して回答する必要がないことは明らかである。

また、原告ら第2準備書面における求釈明は、仙台P S の稼働により排出され

る各種有害物質の排出量等の開示を求めるものであるが、被告は、裁判所の訴訟指揮を受け、仙台P Sが排出する物質の排出量を具体的かつ詳細に明らかにしており（被告準備書面（2）5～8頁及び被告準備書面（3）10頁）、これにより、平穏生活権侵害の有無の判断において必要な情報は既に開示されている。したがって、これを超えて原告らの求釈明に回答する必要はない。

したがって、被告において、原告らの求釈明に回答する必要はないし、その予定もないのであるから、原告らは、速やかに主張・立証を進めるべきであって、求釈明に対する回答を求めて主張・立証を進めず、訴訟進行を停滞させる場合には、訴訟の進行を徒に遅延させるものといわざるを得ない。

以 上